

策定しました

都市計画道路の見直し方針

焦点

市は、将来的に交通量の減少が見込まれることから、道路の必要性を再検討し、都市計画道路の見直し方針を策定しました。今月は、策定した都市計画道路の見直し方針についてお伝えします。

都市計画道路とは？

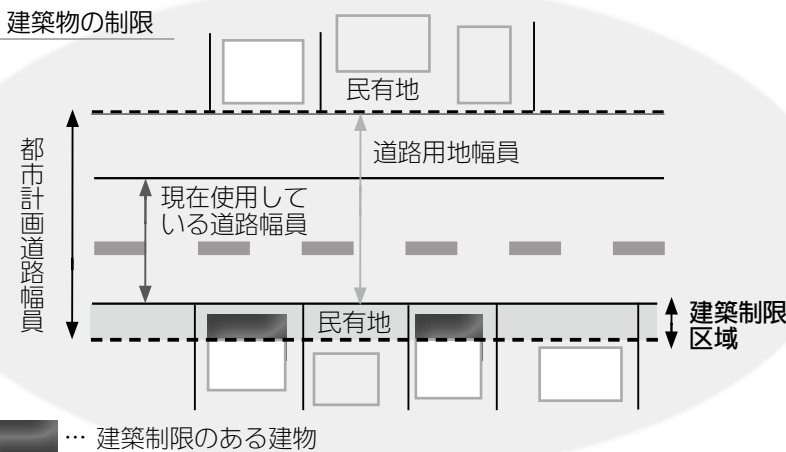
道路には、人や物を移動する機能、上下水道や電気などを収納する機能、宅地を区画し街区をつくる機能などがあります。

将来のまちの規模を考えずに道路整備を行ってしまうと、人口増加やまちの拡大に伴う交通量の増加に対応できなくなり、交通渋滞を引き起こしてしまう恐れがあります。

都市計画道路は、将来、交通量が増加しても対応できるようにルートや幅員をあらかじめ定めています。また、都市計画道路の区域内は、道路整備を円滑に行うため、建物の建築制限を設けています。

このことから、道路整備が完了していない土地については、所有者が自分の土地でありながら土地利用が制限（図1参照）されています。

図1：建築物の制限



なぜ、見直すの？

市では、これまで、都市計画道路の整備を進めてきましたが、交通量調査や人口分布の状況などから、場所によっては、今後、交通量の減少が見込まれていることや、土地所有者に対して土地利用を制限していることを踏まえ、都市計画道路を見直すことにしました。

どのように見直すの？

今回の見直しは、都市計画道路のうち、民有地に建築制限をかけている区間を対象にしています。

見直し方針は、現在の都市計画決定のとおり変更しない「**存続**」、幅員を変更する「**変更**」、都市計画道路の区域から外す「**廃止**」の3つを定めました（図2および表を参照）。

詳細は、市のホームページ「まちづくり」の「都市計画」内の「千歳市都市計画道路の見直し方針」を策定しました。ご覧になれます。

「変更」とは

現在使用している道路幅員に、計画上の幅員を合わせることを基本に計画を改めます

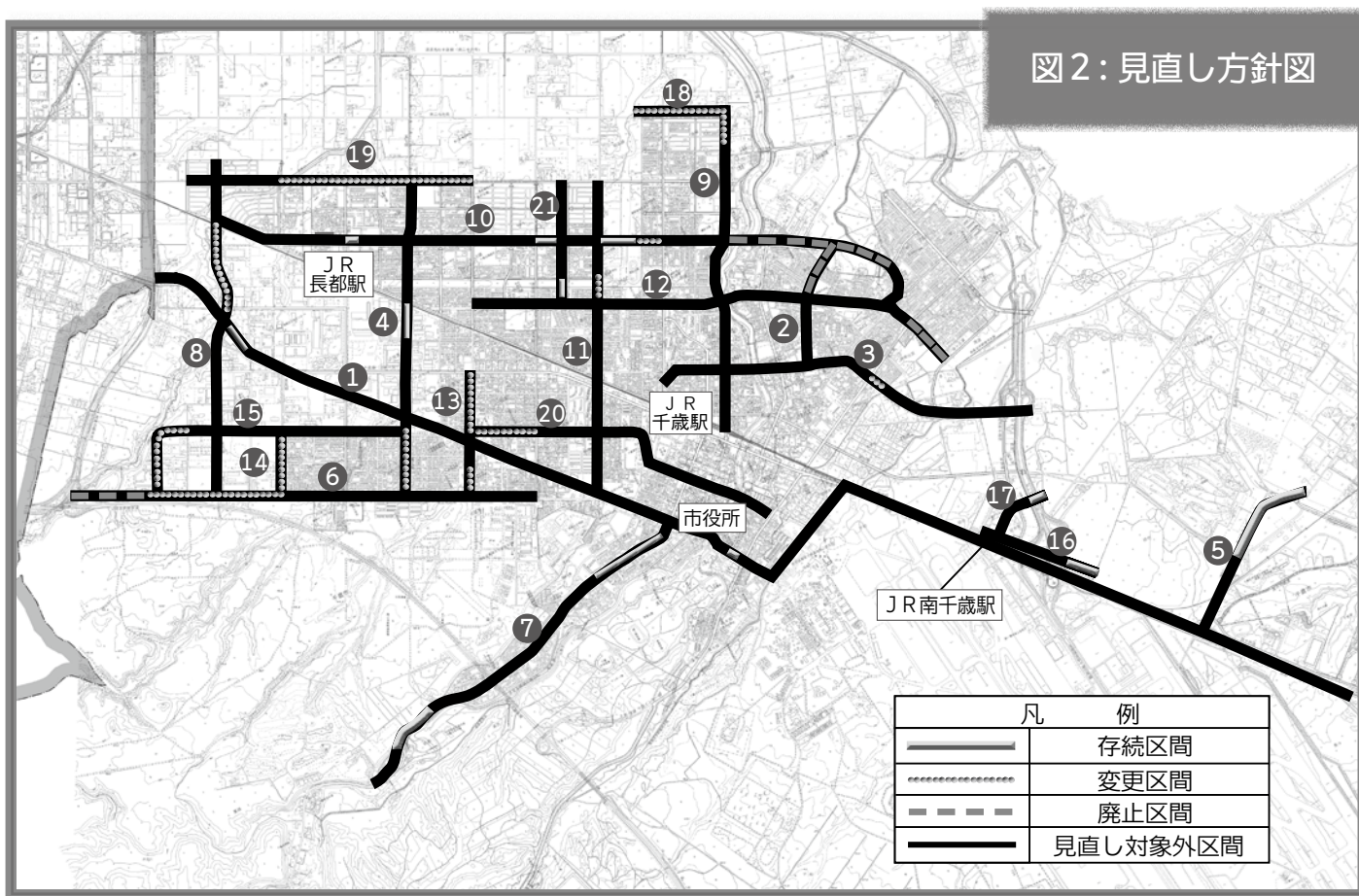
現在使用している道路の幅員が変わるものではありません。

「廃止」とは

都市計画道路としての位置付けを外します

現在使用している道路は、そのまま道路として使用していきます。

図2：見直し方針図



表：見直し方針

No	道路の名称	対象区間				見直しの方針		
		起点	終点	幅員 (m)	長さ (m)	存続	変更	廃止
①	国道 36 号	上長都 (日清前～三菱前)		30	240	○		
		本町 4 丁目 (調剤薬局前)		23～26	26.36	○		
②	住吉通	30 号通	29 号通	18	520			○
③	日の出大通	東大通	流通 1 丁目境界付近	30	150		○	
④	7 線大通	33 号大通	32 号通	18	540		○	
		J R 単独立体交差区間		29.5	200	○		
⑤	美々駒里大通	南 2 号道路	美々東通	30	900	○		
⑥	33 号大通	5 線通	32 号通	25	1,130		○	
		32 号通	長都川中心	25	700			○
⑦	支笏湖通	春日公園前交差点付近	市営住宅春日団地付近	18	570	○		
		桂木	新星	18	480	○		
⑧	4 線大通	国道 36 号	J R 4 線跨線橋	22	840		○	
⑨	川北通	国道 337 号	27 号通	20	330		○	
⑩	29 号通	スーパーアークス長都店前		18	130	○		
		9 線通	9 線中通	20	260	○		
		北新通	青空公園付近	20	380	○		
		青空公園付近	末広高台通	20	180		○	
		国道 337 号	祝梅北通	18	1,360			○
⑪	北新通	30 号通	あずさパークゴルフ場付近	20	200		○	
⑫	30 号通	東大通	旭ヶ丘通	20	450			○
⑬	8 線通	33 号大通	北斗 5・6 丁目境界付近	18	280		○	
		国道 36 号	仲の橋通	18	90		○	
		仲の橋通	中央大通	18	510		○	
⑭	5 線通	33 号通	32 号通	18	540		○	
⑮	32 号通	南 1 号道路	33 号大通	18	790		○	
⑯	柏台旭ヶ丘通	柏台 3 号通	柏台私道	21	240	○		
⑰	柏台 1 号通	柏台 3 号通	柏台私道	18	120	○		
⑱	27 号通	川北通	幸福 4 丁目	21	740		○	
⑲	北信濃通	ひばりヶ丘通	みどり台通	21	1,700		○	
⑳	仲の橋通	9 線通	8 線通	15	550		○	
㉑	9 線中通	30 号通	とみおか 2 号公園付近	14	170	○		

都市計画道路見直しのこれまでの経過と今後の流れ

見直し方針の素案を作成



平成 25 年 4 月 17 日から 5 月 17 日までの間、素案に対する意見を募集。



見直し方針策定
平成 25 年 6 月 21 日



今後の流れ

「変更・廃止」に分類された路線の土地所有者や地域の方へ計画内容を説明し、合意を得る。



都市計画道路見直し
手続きの実施
(都市計画変更手続き)

お問い合わせ先

企画部
まちづくり推進課
都市計画係

☎ (24) 0 4 6 1